

清掃作業仕様書

1. 使用材料

本作業に使用する資機材はすべて乙の負担とし、用途に適した品質良好のものを使用すること。

2. 作業日時

(1) 日常清掃

土・日・祝日・休日及び12月29日から1月3日までの期間を除き、毎日16時から18時の間に実施すること。

(2) 定期清掃

6月中及び12月中の甲が指定する土曜日又は日曜日に実施すること。
実施時間については、監督職員に相談すること。

3. 清掃内容

基準表による外、以下により適切に行うこと。

(1) 日常清掃

① 床清掃

塵払いをした際、近くの備品や設備などに堆積した塵埃は取り除くこと。

② ゴミ収集・ゴミ拾い

ゴミ箱に入っているゴミ及び、拾い集めたゴミは、基準表のとおり分別し、庁舎平面図で指定したゴミ収集場所に袋に入れてまとめ置き、甲が指定した日の前日にゴミ回収場所へ移動させること。

基準表で分別が判断できないものがある場合には、監督職員に相談した後、指定された場所にまとめ置くこと。

なお、ゴミ箱は元の位置に戻すこと。

③ フロアマット清掃

塵土などを取り除き、元の位置に備え付けておくこと。

④ 便器、洗面台、鏡清掃

洗浄するとともに、甲が購入した洗剤やトイレトペーパーの補充を行うこと。
便所の汚物は容器から取り出し、容器を清掃すること。

⑤ 給湯室清掃

シンクを洗浄し、水垢等が付着しないよう努めること。

⑥喫煙所清掃

たばこの吸い殻を回収した後に容器を洗浄し、元の位置に備え付けておくこと。
なお、吸い殻の処理に当たっては火の不始末に充分注意すること。

⑦扉、手すり清掃

扉や手すりの汚れは、雑巾等により水拭きし、建具のレールなどのに付着した塵土を取り除くこと。

(2) 定期清掃

①床面清掃

全面を洗浄し、充分乾燥させた後、ワックスを用い均等に塗布、磨きあげること。

②窓ガラス清掃

中性洗剤等(スチールや建材に有害となるものは不可)を用いて洗浄した後、乾布等で拭きあげること。

③エアコン清掃

本体及び吹き出し口を清掃し、フィルターの洗浄を行うこと。

④換気扇清掃

本体及びファンの清掃を行うこと。

⑤ブラインド清掃

両面を雑巾などにより清掃すること。

⑥フロアマット清掃

塵土などを取り除き、洗浄した後に乾燥させ、元の位置に備え付けておくこと。

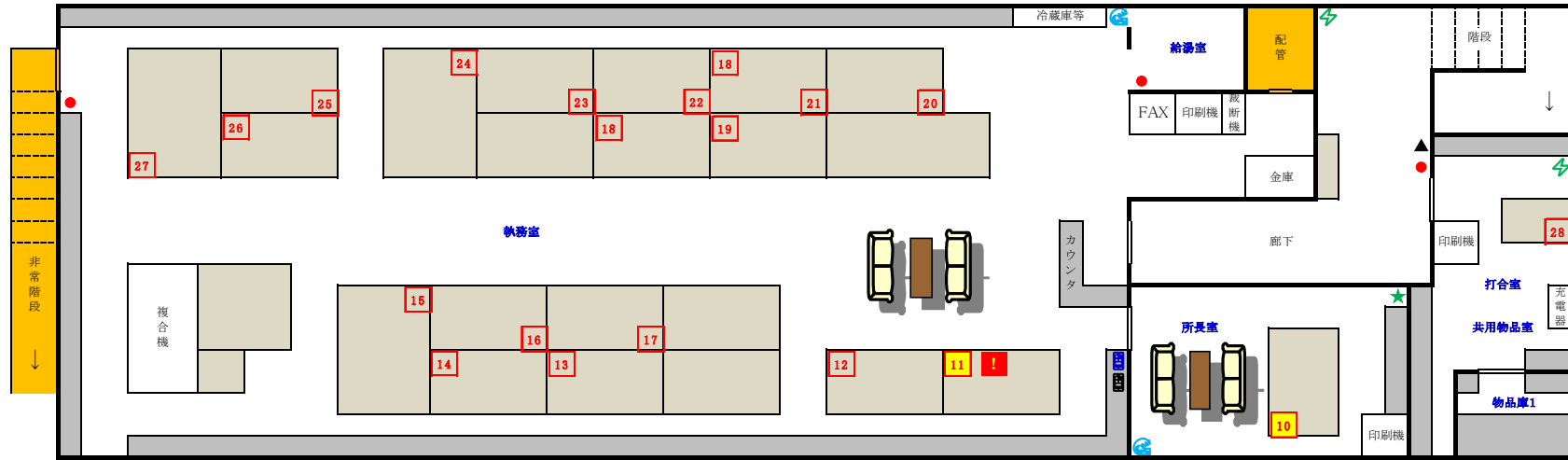
4. その他

(1) 通信及び電気機械に塵埃がかからないよう、特に注意すること。

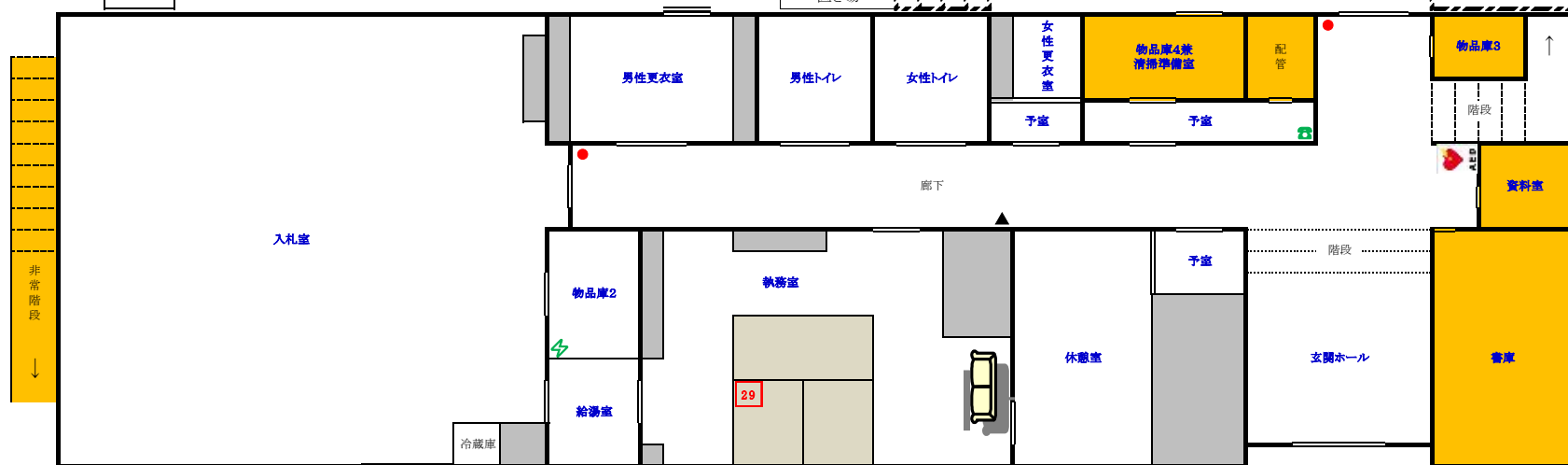
(2) 記載されていない作業であっても、軽微かつ甲が美観または建物管理上必要と認めた作業については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(3) 清掃終了後、庁舎等については施錠を確実にすること。

(2階)



(1階)



- 消火器 ▲ 警報器 ⚡ 配電盤 ★ NAS1 ☎ 電話主装置 □ 一般電話(内線番号) ■ 停電時対応電話(内線番号) 📞 緊急電話 📱 携帯 📶 衛星 🚿 洗面台
- 収納棚・書類棚・ロッカー等
- 事務機・作業机
- 除外する場所
- 🚬 喫煙所(屋外)
- ① ゴミ収集場所(不燃)
- ② ゴミ収集場所(可燃)
- ③ ゴミ収集場所(資源)
- ④ ゴミ収集場所(資源)